

第3回呼吸器ワーキング・グループの論点

1 原則とする呼吸機能障害の評価の方法

以下の理由から、呼吸機能障害は原則として安静時の検査により障害認定することとしてよいか。

- ① 運動負荷試験は、理論的にも実際上もその結果をそのまま採用することについては大きな問題があること
- ② 安静時の検査については、信頼性があること

2 安静時における呼吸機能の低下を評価する指標として用いるべき検査

次のものに着目することとしてよいか。

- ① 動脈血酸素分圧
- ② 動脈血炭酸ガス分圧
- ③ % 1秒量
- ④ % 肺活量

3 肺の傷病に係る療養を必要とする者の基準（治ゆ不該当の基準）

原則として 50Torr を超える者について治ゆとしてよいか。

また、その例外を次のとおりとするのは適当か。

- ① 50Torr を超え 60Torr 以下であって、睡眠時又は体動時の著しい低酸素血症等のため、酸素療法等の治療が必要な場合は治ゆとしない。
- ② 30Torr を超え 50Torr 以下であって、酸素療法等の治療が必要ではなく、症状が安定していると認められる場合は治ゆとする。

4 労務に与える支障の程度と呼吸機能の障害

以下のとおりとしてよいか。

- ① 動脈血酸素分圧は、換気・ガス交換・肺循環という 3 つの機能の結果として血液の中の酸素を供給できているかということを表す指標であることから、これを基本とし、これに動脈血炭酸ガス分圧の評価も踏まえて障害等級を認定する。
- ② 動脈血酸素分圧及び動脈血炭酸ガス分圧による障害等級が、臨床所見、

検査所見等に照らして不適当と認められる場合には、その他の検査所見について着目する。

- ③ 換気機能については、閉塞性及び拘束性の障害の双方に着目する。
閉塞性の換気障害の指標としては、基本的に%1秒量に着目する。
拘束性の障害の指標としては、%肺活量に着目する。
- ④ 動脈血酸素分圧等による障害等級は、以下のとおりとする。
動脈血酸素分圧を基本とし、動脈血炭酸ガス分圧が正常範囲にない場合には動脈血酸素分圧による障害等級の直近上位の等級で認定する。

50 以下	3 級以上
60 以下	7 級 (5 級)
60 超え 74 以下	11 級 (9 級)

- ⑤ 重篤な換気機能障害が認められる場合には、動脈血酸素分圧及び動脈血炭酸ガス分圧の数値にかかわらず、以下のとおりとする。

・ %1秒量	
30 以下	3 級以上
・ %肺活量	
40 以下	3 級以上

- ⑥ 上記以外の障害

以下のいずれもの要件を満たす場合について動脈血酸素分圧又は動脈血炭酸ガス分圧による障害等級の直近上位の等級で認定する。

- ・ 心疾患、血液疾患又は代謝異常といった他に呼吸困難を生じる要因が認められないか軽微であるもの
- ・ ガス交換機能又は換気機能に明らかな異常が認められること
- ・ 動脈血酸素分圧又は動脈血炭酸ガス分圧による障害等級が臨床所見・検査所見等からみて不適当である旨の労災医員等の専門医の意見のあるもの

5 体動（運動負荷）時の呼吸困難の評価

(1) 運動負荷試験を行うとする場合の要件

以下のとおりとしてよいか。

- ア 心疾患、血液疾患又は代謝異常といった他に呼吸困難を生じる要因が認められないか軽微であるもの

- イ ガス交換機能又は換気機能に明らかな異常が認められること
- ウ 安静時の検査により判断される障害等級よりも上位の等級が適當
という見込みが相当程度確実である旨労災医員等の専門医の意見を踏まえて監督署長が判断したもの

(2) 適当な運動負荷試験の方法

我が国で頻用されている運動負荷試験は、時間内歩行試験であり、歩行した距離に基づいて最大酸素摂取量を推定している。しかし、歩行した距離は努力依存性があり、適當ではないと考えてよいか。

50m歩行試験は、一定の負荷で歩行をさせることができるという利点を有するものの、当該試験の信頼性については未だエビデンスに欠けると理解してよいか。

したがって、一定の信頼性があるとされている以下の試験によることは適當か。

案1

6分間歩行試験を行い、動脈血酸素飽和度を測定する。

そのことにより運動負荷時の酸素飽和度の低下の有無及び程度を把握する。

案2

トレッドミル又はエルゴメーターを用いた漸増運動負荷試験を行い、最大酸素摂取量を明らかにする。

(3) 運動負荷試験の結果による評価

以下のとおりとすることは適當か。

案1

6分間歩行試験の結果等が以下のいずれの要件も満たす場合には、7級で認定する。

- ① 動脈血酸素飽和度が90%以下に低下したこと
- ② 努力性呼吸、心拍数の増加が認められる等適正な試験であると専門医により判断されること

問題点：① 運動負荷時、動脈血酸素飽和度が極端に下がるもの

をどのように評価するか。

- ② 歩行の速度はどのように設定するか。

案2

得られた最大酸素摂取量が適当と判断された場合には、その程度に応じて、次のとおり等級を認定する。

15以上20未満 11級

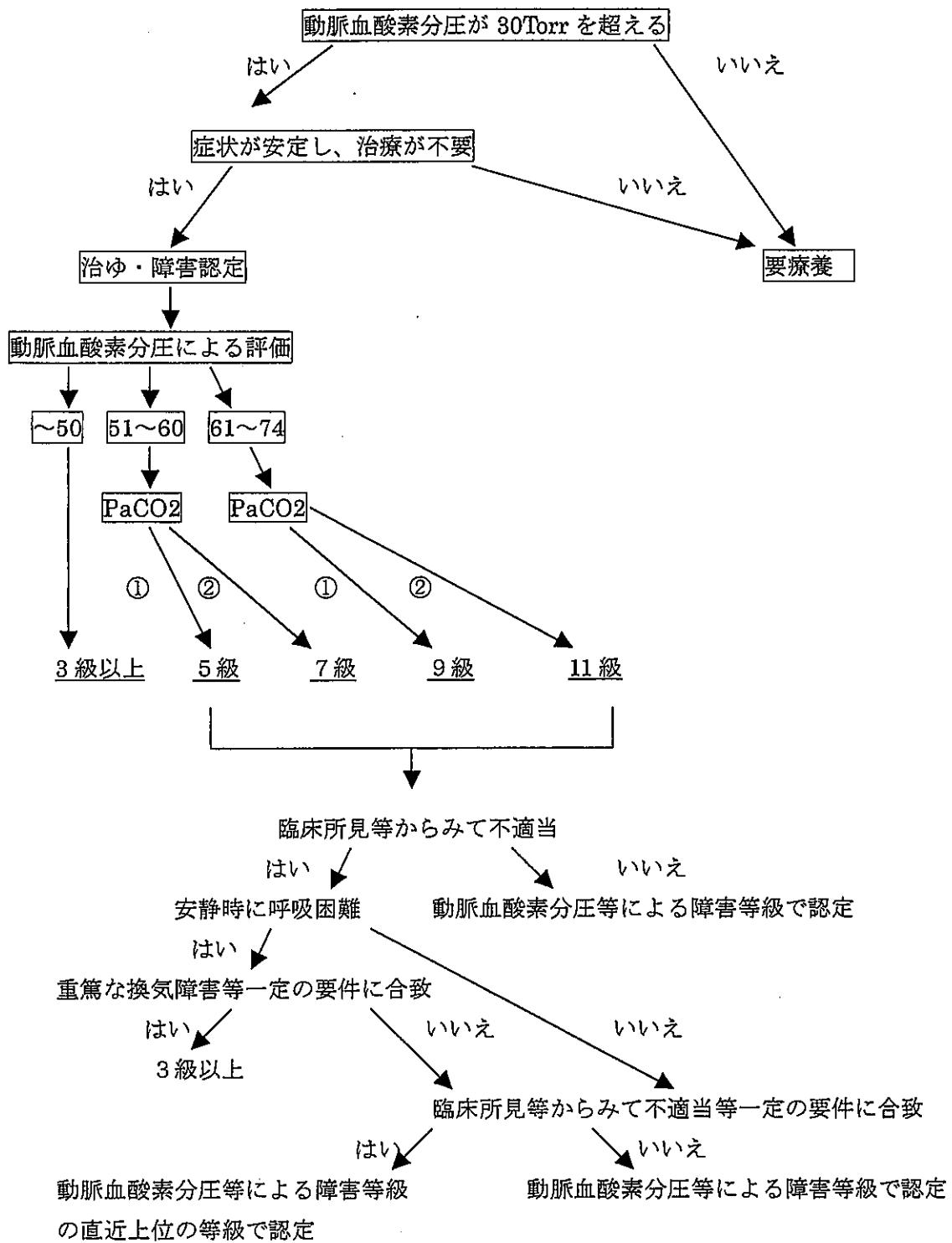
6以上15未満 7級

6未満 3級

問題点：① 加齢に伴う最大酸素摂取量の低下をどのように考えるか。

② 自訴により運動を中止するポイントで最大酸素摂取量は判断すると、結局努力依存性があるのではないか。

障害等級認定のフロー



注：①は、動脈血炭酸ガス分圧が正常範囲外にあるもの

②は、動脈血炭酸ガス分圧が正常範囲内にあるもの